

■ 令和8年4月分（5月納付分）からの子ども・子育て支援金について

☆令和8年4月（5月納付分）からの子ども・子育て支援金について

子ども・子育て支援金は令和8年4月（5月納付分）から標準報酬月額や標準賞与額の0.23%（従業員負担分は0.115%）の徴収が開始されます。子ども・子育て支援金は健康保険料と同時に徴収されます。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録

年度

給与支払者のデータ | 給与・賞与計算の設定 | 健康保険・厚生年金 | 雇用保険料率 |

健康保険料率（従業員負担分）

介護保険に該当しない  健康保険料率は都道府県ごとに異なります。協会けんぽのサイトの保険料率の2分の1を入力してください。

介護保険に該当する

子ども・子育て支援金率  **確認** 支援金は0.23%の2分の1を入力してください。

厚生年金（基金）保険料率  厚生年金保険料は18.3%の2分の1の0.0915を入力してください。

円未満端数を切り捨てて処理する。

円未満端数を切り捨てて処理しない場合には、法律により50銭以下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。

《《ご注意》》

子ども・子育て支援金は、給与明細書や賞与明細書の社会保険料控除欄に明示することは規定されていませんが、給与計算システムでは健康保険料や介護保険料とは別に表示することになっています。

給与明細書や賞与明細書の社会保険料控除欄に明示しない場合は、健康保険料・介護保険料の率に従業員負担分の率を加算して計算してください。

従業員の住所氏名・社会保険料データの入力

整理番号  氏名

従業員の住所氏名データ 社会保険料の算定基礎届

被保険者報酬月額算定基礎届 適用年月

健康保険と厚生年金の計算をします。

| 金銭(通貨)の額 | 現物の額 | 合計                                  |
|----------|------|-------------------------------------|
| 4月       | 0    | 0                                   |
| 5月       | 0    | 0                                   |
| 6月       | 0    | 0                                   |
| 総計       | 0    | 0                                   |
| 平均額      | 0    | 0                                   |
| 修正平均額    | 0    | 0                                   |
| 週及支払額    | 0    | 昇降給月 <input type="text" value="0"/> |

40歳から64歳まで介護保険適用有

年齢70歳以上で厚生年金が不要(高齢任意加入はチェック不要)

計算実行 **クリック**

| 標準報酬月額   | 個人負担分  | 介護保険分  | 子ども・子育て支援金 |
|----------|--------|--------|------------|
| 従前の健康保険  | 260 千円 | 12,805 | 2,106      |
| 従前の厚生年金  | 260    | 23,790 | 15,210     |
| 決定後の健康保険 | 0 千円   | 0      | 0          |
| 決定後の厚生年金 | 0      | 0      | 0          |

**計算**

支払基礎日数が17日未満の場合は金銭の額を0円にして計算してください。

決定額10月の健康保険と厚生年金保険より適用されます。9月から適用する場合は給与明細書に直接入力してください。

給与支払者データ登録から「給与明細書に介護保険を表示する」にチェックを付けると「個人負担分」と「介護保険分」に区分します。

データの変更は保存または移動ボタンで確定します。

「編集」メニューから「従業員と社会保険料」を選択します。

「社会保険料の算定基礎届」タブの「計算実行」ボタンをクリックして「標準報酬月額」から健康保険の個人負担分「介護保険分」と「子ども・子育て支援金」を計算します。

この計算例では「標準報酬月額」の260,000円から「子ども・子育て支援金」は299円になります。

給与明細書の入力フォームで「健康保険」ボタンをクリックすると「健康保険料」と「介護保険料」および「子ども・子育て支援金」の金額が入力されます。

給与・賞与明細書データの入力

区分 給与1月 整理番号 1 氏名 佐藤 一郎 データ検索

支給年月日 年月日参照 区分 甲欄 扶養 2

給与・賞与の支給明細 | 社会保険・税金計算 |

|     |         |        |            |         |        |        |         |
|-----|---------|--------|------------|---------|--------|--------|---------|
| 支払額 | 基本給     | 手当1    | 手当2        | 手当3     | 手当4    | 手当5    | 手当6     |
|     | 340,000 |        |            |         |        |        |         |
| 控除額 | 健康保険    | 介護保険料  | 子ども・子育て支援金 | 厚生年金    | 雇用保険料  | 社会保険計  | 課税対象額   |
|     | 12,805  | 2,106  | 299        | 23,790  | 1,870  | 40,870 | 299,130 |
| 計額  | 支給額合計   | 控除合計   | 差引支給額      | 振込支給額1  | 振込支給額2 | 現金支給額  |         |
|     | 340,000 | 45,570 | 294,430    | 294,430 | 0      |        |         |

備考

明細書の印刷

年末調整の終了後にデータを訂正した場合は、年末調整の再計算をして下さい。

データの変更は保存または移動ボタンで確定します。

最初 前へ 次へ 最後 保存 クリア キャンセル

表示と印刷用の給与明細書に「健康保険料」と「介護保険料」および「子ども・子育て支援金」の金額が計算されています。

給与支払明細書 令和8年 給与4月 サンプルデータ株式会社

|     |         |          |           |          |        |          |         |
|-----|---------|----------|-----------|----------|--------|----------|---------|
| 氏名  | 佐藤 一郎   |          | 整理番号      | 1        | 年月日    | R08.4.25 |         |
|     | 自       | R08.3.21 | 至         | R08.4.20 |        |          |         |
| 支給額 | 基本給     | 手当1      | 手当2       | 手当3      | 手当4    | 手当5      | 手当6     |
|     | 340,000 |          |           |          |        |          |         |
| 控除額 | 健康保険料   | 介護保険料    | 子ども子育て支援金 | 厚生年金     | 雇用保険料  | 社会保険計    | 課税対象額   |
|     | 12,805  | 2,106    | 299       | 23,790   | 1,870  | 40,870   | 299,130 |
| 合計  | 支給額合計   | 控除合計     | 差引支給額     | 振込支給額1   | 振込支給額2 | 現金支給額    |         |
|     | 340,000 | 45,570   | 294,430   | 294,430  |        |          |         |

備考

|    |     |     |     |     |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 勤務 | 勤務1 | 勤務2 | 勤務3 | 勤務4 | 勤務5 | 勤務6 | 勤務7 |
|    |     |     |     |     |     |     |     |

令和8年3月分（4月納付分）からの健康保険料について

☆令和8年3月（4月納付分）からの健康保険料について

令和8年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年4月分（4月納付分）からの適用となります。都道府県別の保険料率は全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトでご確認ください。都道府県別の保険料率は、4月分の保険料（一般の被保険者については4月納付分）からとなります。

令和8年度保険料額表（令和8年3月分から） | 協会けんぽ | 全国健康保険協会  
 または  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r08/r8ryougakuhyou3gatukara/>

この例では東京都の計算をしています。お手数ですが全額から折半額の計算をお願いします。全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトからお住まいの都道府県の健康保険の保険料率を確認してください。

健康保険料率 介護保険なし 全額 9.85% 折半額 4.925%  
 健康保険料率 介護保険あり 全額 11.47% 折半額 5.735%

※ 介護保険第2号被保険者で、40歳から64歳までの方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。

4.925%      5.735%

令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険 厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和8年3月分～適用      ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用      子ども・子育て支援金率: 令和8年4月分(5月納付分)～適用  
 ・介護保険料率: 令和8年3月分～適用      ・子ども・子育て拠出金率: 令和12年4月分～適用

| 標準報酬   |         | 報酬月額            | 全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料 |         |                    |          | 子ども・子育て支援金               |       | 厚生年金保険料<br>(厚生年金基金加入員を除く) |           |
|--------|---------|-----------------|-----------------------|---------|--------------------|----------|--------------------------|-------|---------------------------|-----------|
| 等級     | 月額      |                 | 介護保険第1号被保険者に該当しない場合   |         | 介護保険第2号被保険者に該当する場合 |          | 令和8年4月分(5月納付分)から納付いただきます |       | 一般、坑内員・船員                 |           |
|        |         |                 | 全額                    | 折半額     | 全額                 | 折半額      | 全額                       | 折半額   | 全額                        | 折半額       |
|        |         | 円以上      円未満    | 9.85%                 |         | 11.47%             |          | 0.23%                    |       | 18.300%※                  |           |
| 1      | 58,000  | ～ 63,000        | 5,713.0               | 2,856.5 | 6,652.6            | 3,326.3  | 133.4                    | 66.7  |                           |           |
| 2      | 68,000  | 63,000～73,000   | 6,698.0               | 3,349.0 | 7,799.6            | 3,899.8  | 156.4                    | 78.2  |                           |           |
| 3      | 78,000  | 73,000～83,000   | 7,683.0               | 3,841.5 | 8,946.6            | 4,473.3  | 179.4                    | 89.7  |                           |           |
| 4(1)   | 88,000  | 83,000～93,000   | 8,668.0               | 4,334.0 | 10,093.6           | 5,046.8  | 202.4                    | 101.2 | 16,104.00                 | 8,052.00  |
| 5(2)   | 98,000  | 93,000～101,000  | 9,653.0               | 4,826.5 | 11,240.6           | 5,620.3  | 225.4                    | 112.7 | 17,934.00                 | 8,967.00  |
| 6(3)   | 104,000 | 101,000～107,000 | 10,244.0              | 5,122.0 | 11,928.8           | 5,964.4  | 239.2                    | 119.6 | 19,032.00                 | 9,516.00  |
| 7(4)   | 110,000 | 107,000～114,000 | 10,835.0              | 5,417.5 | 12,617.0           | 6,308.5  | 253.0                    | 126.5 | 20,130.00                 | 10,065.00 |
| 8(5)   | 118,000 | 114,000～122,000 | 11,623.0              | 5,811.5 | 13,534.6           | 6,767.3  | 271.4                    | 135.7 | 21,594.00                 | 10,797.00 |
| 9(6)   | 126,000 | 122,000～130,000 | 12,411.0              | 6,205.5 | 14,452.2           | 7,226.1  | 289.8                    | 144.9 | 23,058.00                 | 11,529.00 |
| 10(7)  | 134,000 | 130,000～138,000 | 13,199.0              | 6,599.5 | 15,369.8           | 7,684.9  | 308.2                    | 154.1 | 24,522.00                 | 12,261.00 |
| 11(8)  | 142,000 | 138,000～146,000 | 13,987.0              | 6,993.5 | 16,287.4           | 8,143.7  | 326.6                    | 163.3 | 25,986.00                 | 12,993.00 |
| 12(9)  | 150,000 | 146,000～155,000 | 14,775.0              | 7,387.5 | 17,205.0           | 8,602.5  | 345.0                    | 172.5 | 27,450.00                 | 13,725.00 |
| 13(10) | 160,000 | 155,000～165,000 | 15,760.0              | 7,880.0 | 18,352.0           | 9,176.0  | 368.0                    | 184.0 | 29,280.00                 | 14,640.00 |
| 14(11) | 170,000 | 165,000～175,000 | 16,745.0              | 8,372.5 | 19,499.0           | 9,749.5  | 391.0                    | 195.5 | 31,110.00                 | 15,555.00 |
| 15(12) | 180,000 | 175,000～185,000 | 17,730.0              | 8,865.0 | 20,646.0           | 10,323.0 | 414.0                    | 207.0 | 32,940.00                 | 16,470.00 |
| 16(13) | 190,000 | 185,000～195,000 | 18,715.0              | 9,357.5 | 21,793.0           | 10,896.5 | 437.0                    | 218.5 | 34,770.00                 | 17,385.00 |
| 17(14) | 200,000 | 195,000～210,000 | 19,700.0              | 9,850.0 | 22,940.0           | 11,470.0 | 460.0                    | 230.0 | 36,600.00                 | 18,300.00 |

☆平成29年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月分（10月納付分）から引き上げられて18.3%で固定されています。この厚生年金保険の保険料率は、9月分（10月納付分）から厚生年金保険料を計算する際の基礎となります。

厚生年金保険料 一般 全額 18.300 折半額 9.150

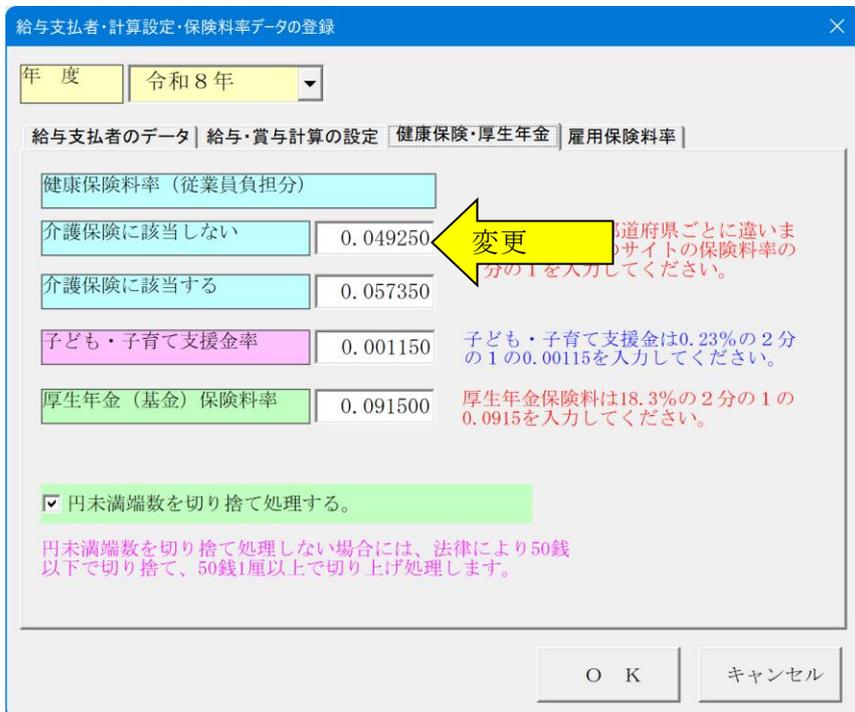
## 健康保険料の改定によるシステムの修正手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「介護保険に該当しない」の保険料率を「0.049250」に変更して下さい。
- 4 「介護保険に該当する」の保険料率を「0.057350」に変更して下さい。

※ 東京都の変更例ですのでご注意ください。お住いの都道府県により保険料率が違ってきます。



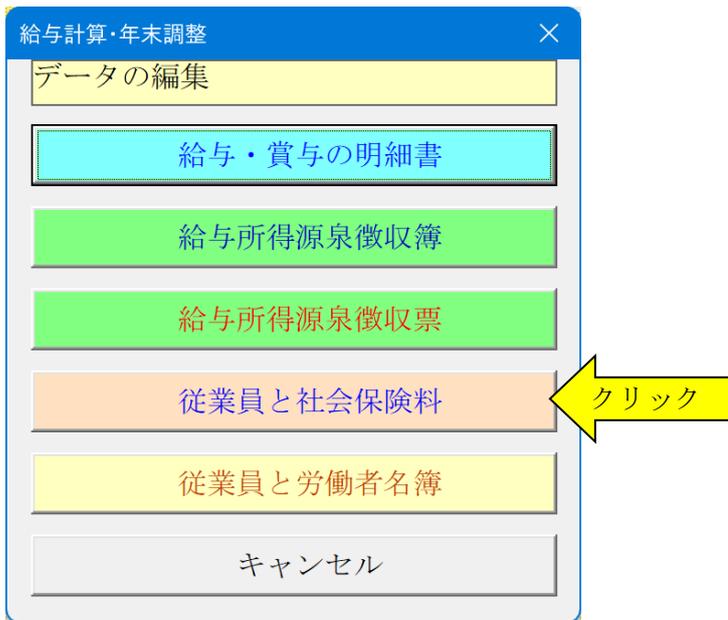
この健康保険料率は東京都の料率になります。  
お住いの都道府県ごとの健康保険料率は下記の全国保険協会（協会けんぽ）のサイトで調べることができます。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/>

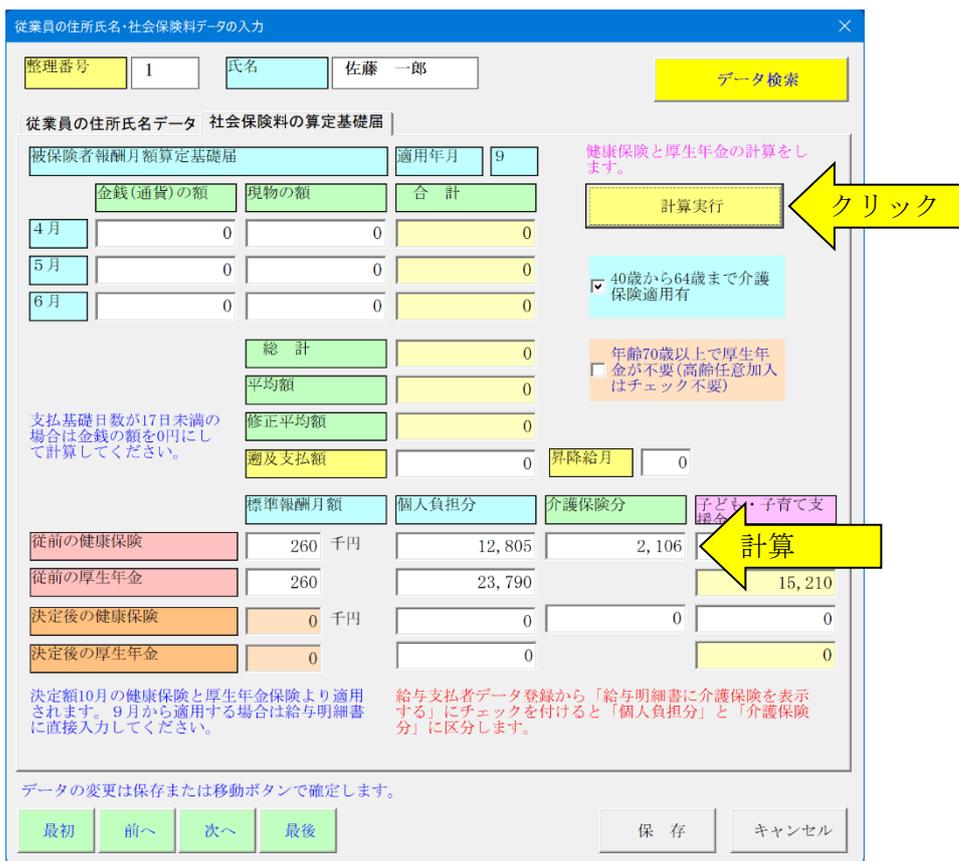
または

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatakara/>

5 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



6 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分と介護保険分の健康保険料を計算します。



《ご注意》

「健康保険料」を「個人負担分」と「介護保険料」の合計金額で表示するには、「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」から「給与・賞与計算の設定」タブの「給与明細書に介護保険料を表示する」にチェックを外してください。

《ご注意》

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の健康保険料を変更した場合は、「令和8年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」で確認して下さい。

■ 令和8年4月分からの雇用保険料について

☆令和8年4月分からの雇用保険料率の労働者負担分について

令和08年度の雇用保険料率は前年度から0.1%引き下げる改正があります。  
この改正により一般の事業の雇用保険料率は全体で令和07年度の1.45%から令和08年度は1.35%になります。  
よって労働者負担分は0.05%、事業主負担分も0.05%それぞれ引き下げられることになります。

令和8年4月から令和9年3月までの雇用保険料率の労働者負担分については変更があります。

厚生労働省の「雇用保険料率について」のサイトです。

[雇用保険料率について | 厚生労働省](#)

または

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

厚生労働省の「令和08年度の雇用保険料率について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001672589.pdf>

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりになります。

|             |        |           |       |          |       |           |
|-------------|--------|-----------|-------|----------|-------|-----------|
| 一般の事業       | 雇用保険料率 | 13.5/1000 | 労働者負担 | 5.0/1000 | 事業主負担 | 8.5/1000  |
| 農林水産・清酒製造事業 | 雇用保険料率 | 15.5/1000 | 労働者負担 | 6.0/1000 | 事業主負担 | 9.5/1000  |
| 建設の事業       | 雇用保険料率 | 16.5/1000 | 労働者負担 | 6.0/1000 | 事業主負担 | 10.5/1000 |

《参考》 令和08年度の雇用保険料率

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

| 事業の種類             | ①<br>労働者負担<br>(失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率のみ) | ②<br>事業主負担        | ①+②                       |                  | ①+②<br>雇用保険料率     |
|-------------------|---------------------------------------------|-------------------|---------------------------|------------------|-------------------|
|                   |                                             |                   | 失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率 | 雇用保険二事業<br>の保険料率 |                   |
| 一般の事業             | <b>5/1,000</b>                              | <b>8.5/1,000</b>  | 5/1,000                   | 3.5/1,000        | <b>13.5/1,000</b> |
| (令和7年度)           | 5.5/1,000                                   | 9/1,000           | 5.5/1,000                 | 3.5/1,000        | 14.5/1,000        |
| 農林水産・※<br>清酒製造の事業 | <b>6/1,000</b>                              | <b>9.5/1,000</b>  | 6/1,000                   | 3.5/1,000        | <b>15.5/1,000</b> |
| (令和7年度)           | 6.5/1,000                                   | 10/1,000          | 6.5/1,000                 | 3.5/1,000        | 16.5/1,000        |
| 建設の事業             | <b>6/1,000</b>                              | <b>10.5/1,000</b> | 6/1,000                   | 4.5/1,000        | <b>16.5/1,000</b> |
| (令和7年度)           | 6.5/1,000                                   | 11/1,000          | 6.5/1,000                 | 4.5/1,000        | 17.5/1,000        |

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

※ 厚生労働省ホームページの「雇用保険料率について」より

## 令和8年4月分からの雇用保険料のシステムの確認手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。
- 2 「雇用保険料率」タブに移動して雇用保険料率を確認します。  
「一般の事業」と「農林・水産・清酒業 土木・建設業」のチェックが間違っていないかを確認してください。
- 3 「一般の事業」の雇用保険料率は「0.005000」  
「農林・水産・清酒業」の雇用保険料率は「0.006000」  
「土木・建設業」の雇用保険料率は「0.006000」になります。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録

年度 令和8年

給与支払者のデータ | 給与・賞与計算の設定 | 健康保険・厚生年金 | 雇用保険料率

雇用保険の区分  
 一般の事業所  農林・水産・清酒業 土木・建設業

雇用保険料率 (従業員負担分)

|           |          |
|-----------|----------|
| 一般の事業所    | 0.005000 |
| 農林・水産・清酒業 | 0.006000 |
| 土木・建設業    | 0.006000 |

円未満端数を切り捨てて処理する。

円未満端数を切り捨てて処理しない場合には、法律により50銭以下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。

OK キャンセル

### 《ご注意》

給与明細書の「雇用保険料」ボタンをクリックしないと、雇用保険料の計算はされません。

「給与明細書」の雇用保険料を再計算する場合に、「雇用保険料」ボタンを利用すると雇用保険料率で再計算されますので注意してください。